

総合市民センター建設工事調査特別委員会 調査報告書

令和5年6月1日

総合市民センター建設工事調査特別委員会

1. 調査の趣旨

本調査特別委員会は、みやま市総合市民センター建設工事を通じ、市及び設計業者、施工業者それぞれの役割を再確認し、契約から竣工までの各種手続き内容及び業務の遂行状況等を調査し、大型建設工事に対する市の事務事業について検証する。

2. 特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和4年定例第4回市議会（令和4年12月16日決議）

本特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権限を委任する。

(2) 委員会の定数

14人

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

	氏 名		氏 名
委員長	荒巻 隆伸	委員	古賀 義教
副委員長	吉原 政宏	〃	前原 武美
委員	河野 一仁	〃	上津原 博
〃	森 弘子	〃	瀬口 健
〃	村上 義徳	〃	中尾 眞智子
〃	奥蘭 由美子	〃	中島 一博
〃	末吉 達二郎	〃	宮本 五市

3. 調査事項

①計画から完成までの流れとそれぞれの役割について

ア) 一般的な公共建築工事の計画から完成までの流れについて

イ) 設計業者、施工監理業者、施工管理者の役割について

ウ) 竣工検査について

②総合市民センター建設工事の進捗と経過について

③総合市民センター建設に伴う体制について

④総合市民センター建設に関する設計について

ア) 公共建設工事の設計基準について

イ) 障がいのある方への配慮すべき内容等について

⑤雨漏り、インターロッキングの不具合について

ア) インターロッキングの施工について

イ) 雨漏りにについて

4. 委員会の開催状況

	日 程	協議事項
第1回	令和4年12月16日	正副委員長の互選について
第2回	令和5年1月23日	総合市民センター建設工事調査特別委員会検査事項について
第3回	令和5年2月6日	①計画から完成までの流れとそれぞれの役割について ②総合市民センター建設工事の進捗と経過について
第4回	令和5年2月17日	②総合市民センター建設工事の進捗と経過について ③総合市民センター建設に伴う体制について
第5回	令和5年4月4日	④総合市民センター建設に関する設計について ⑤雨漏り、インターロッキングの不具合について
第6回	令和5年5月1日	総合市民センター建設工事調査特別委員会意見集約について
第7回	令和5年5月22日	総合市民センター建設工事調査特別委員会調査報告書（案）について

5. 説明員の出席

藤吉教育部長、山田社会教育課長、宮川社会教育課施設担当係長
西山総務部長、平川総務課長、吉開契約検査課長

6. 調査の内容と結果

(1) 調査事項の内容

令和4年9月25日に開館した「みやま市総合市民センター（MIYAMAX）」は、老朽化が進む瀬高公民館施設の今後のあり方について検討が行われ、平成29年3月に策定された「みやま市総合市民センター（仮称）基本計画」により「文化・芸術」、「交流」、「スポーツ・健康」をキーワードとして、令和2年6月に施設の建設工事に着手し、令和4年6月に施設本体の竣工を迎えた。

竣工に至る経過では、施設本体工事が天候不良及び新型コロナ感染拡大の影響による労務確保が困難なことなどの理由により、工期の終了を令和4年3月31日から同年6月10日に延長され議会にも説明が行われた。

また、当該施設では竣工検査を終えた以降、インターロッキング部分に段差が見られ、更に令和4年9月18日の台風11号が接近した際には、避難所として市民が避難する中、ホール天井部分より雨漏りが発生した。

こうした施設の不具合に対する説明は、専門的知識が必要であることから、その多くは施工業者及び施工監理者より行われた。

市は予算の執行責任者として、不具合の対応を市民目線あるいは客観的にとらえて議会への説明及び業者への指導、助言を行うべきところ、専門知識に欠けていることから業者への追従が見受けられた。

当委員会は、今後も大規模施設の建築や施設の長寿命化による予算の執行も計画される中、みやま市総合市民センター建設工事を通じて、市及び請負業者それぞれの役割の再確認と契約から竣工までの各種手続き内容及び業務の遂行状況等を調査し、大規模施設等を建築する際の行政事務のあり方について検証する。

調査事項については、委員の意見を聴取し、３．調査事項のとおり５項目に絞って調査を行うことを決定した。

（２）調査事項に対する改善意見

当委員会では、調査事項５項目について、第３回から第５回の計３回の委員会において集中的に調査を実施し、各項目に対する委員の意見と改善を求める事項について次のとおり取りまとめた。

【委員の主な意見】

①計画から完成までの流れとそれぞれの役割について

- ・ 建築工事に関する専門的知識を有する職員がいなかったことから、設計及び施工に対するチェック機能が十分果たせていなかったのではないかと。
- ・ 建築工事に対する基本設計と実施設計は別々の業者への委託がよりチェック機能を発揮できるのではないかと。
- ・ 今回の総合市民センターの建設にあたっては設計者と施工監理者が同一であったことから、工事に対する施工監理が甘くなったのではないかと。
- ・ 竣工検査は、工事の出来栄も検査基準に加え、また不具合に対する手直しは専門的知識を有する者の助言を踏まえ、適切な指導とその改善を確認した上で、完成確認とすべきではなかったかと。
- ・ 工事を行う際、下請業者がそれぞれの専門業者であることを確認する必要があるのではないかと。

②総合市民センター建設工事の進捗と経過について

- ・ 総合市民センターの工期の遅れについては、専門的知識を有する者の助言を伺う体制や所管委員会においても工事の工程会議資料等により、その経過を十分把握する必要があった。

③総合市民センター建設に伴う体制について

- ・ 総合市民センター建設にあたって、雨漏り発生後に施設改善プロジェクトチームが設置されているが、このような大型事業では、建設当初から建築の専門家を入れたプロジェクトチームを設置していれば、不具合や

竣工検査時の指摘事項も出なかったのではないか。

④総合市民センター建設に関する設計について

- ・公共工事の事業費は、地域にあった適正な単価で見積もりが行われているかなど基本的な内容を確認して発注したのか。
- ・総合市民センターは障がいがある方に対し、駐車場の配置や屋内表示について十分な配慮が行われていない。計画段階から障がいがある方の当事者や障がい者施設の関係者などの意見聴取をすべきではなかったか。また、設計段階あるいは建築が始まる段階でしっかりと障がいのある方への配慮が行われているか確認すべきではなかったか。

⑤雨漏り、インターロッキングの不具合について

- ・竣工検査後のインターロッキングの不具合については、改修工事の手法等、専門家の意見を踏まえて取り組むべきではなかったか。
- ・インターロッキングや雨漏り等の施設の不具合が生じているが、その対処方法について、建築工事の専門家への意見聴取や法的な対応について速やかに弁護士にも相談すべきではなかったか。

【改善を求める事項】

1. 大規模施設の建築にあたっては、基本設計の段階から完成検査に至るまで一貫した専門部署を構築するとともに、建築専門職員の確保、育成に努め、併せて専門機関への相談体制を確立すること。
2. 土木工事と同様に、建築工事についても、専門の技術者の育成に努め、一括発注及び分割発注のメリット・デメリットを視野に入れた発注になるよう、専門的な組織の構築を目指すこと。
3. 竣工検査については、専門的知見から、出来栄を含めて、厳格に行うこと。また、指摘を行った箇所についても、厳格な最終確認を行うこと。
4. 工事の進捗等、所管委員会に対する説明については、資料に基づき、正確な説明を心掛けること。
5. 公共事業の積算については、建築工事であっても、外部設計にのみ頼ることなく、組織内でも専門的知見を構築し、確認を行うこと。
6. 公共施設の建築にあたっては、計画の段階から利用者（障がいのある方等）の意見が十分に取り入れられる体制を構築すること。

7. インターロッキングの不具合については、覚書に基づく経過観察及び手直しの徹底を図ること。
8. 総合市民センター建設で見られた雨漏りやインターロッキング等の施工に対する不具合の事象に鑑み、弁護士に速やかに相談し対応を図ること。

当委員会では、みやま市総合市民センターの建設工事に対する書類の提出及びその説明を求め調査を行った結果、上記のとおり取りまとめたので、今後の行政事務の遂行にあたって、意見が反映されるよう提言する。